

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

|  |  |  |       |          |          |
|--|--|--|-------|----------|----------|
| (宛先) 京都府知事                                     |  | 令和5年7月27日  |       |          |          |
| 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）<br>京都府京都市東山区三十三間堂廻り町644 |  | 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）<br>日本赤十字社京都府支部 支部長 西脇隆俊   |       |          |          |
| 前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等             | 第一種特定製品の種類   | 前年度  |       |          |          |
|  |  | 年度当初の保有台数  | 整備台数  | 廃棄台数     | 年度末の保有台数 |
|  | エアコンディショナー   | 323 台  | 16 台  | 10 台     | 323 台    |
|  | 冷蔵機器及び冷凍機器   | 35 台   | 0 台   | 0 台      | 35 台     |
| 前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロン <sub>の量</sub>   | 第一種特定製品の種類   | 代替フロン充填量   |       | 代替フロン回収量 |          |
|  | エアコンディショナー   | 175.8  | キログラム | 145.8    | キログラム    |
|  | 冷蔵機器及び冷凍機器   | 0  | キログラム | 0        | キログラム    |
| 冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制            | 使用時  | 院内に保有している第一種特定製品の一覧を作成し、担当者が随時簡易点検、点検記録の保存、情報更新など適切に管理している。(京一病院)<br>保有している冷媒用代替フロン使用機器の簡易点検マニュアルを作成し、それに基づき簡易点検を実施している。(京二病院)<br>保有している冷媒用代替フロン使用機器の簡易点検マニュアルを作成し、それに基づき簡易点検を3ヵ月毎に実施している。(舞鶴病院)   |       |          |          |
|  | 廃棄時  | 第一種特定製品の廃棄には、行程管理制度に基づき充填回収業者から引取証明書を受け取り冷媒用代替フロンが回収されたことを確認し、毎年報告を行っている。(京一病院)<br>管理する冷媒用代替フロン使用製品を適切に廃棄するため、第一種特定製品の廃棄時と家庭用エアコンの廃棄時に遵守すべき項目について担当課内で勉強会を行った。(京二病院) 第一種特定製品の廃棄時には、当該機器のフロン管理担当者が府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼している。(舞鶴病院)                   |       |          |          |
| 冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況                      | 使用時  | 第一種特定製品の点検表を作成し、3ヵ月毎に簡易点検を行い年1回は有資格者による定期点検を実施して記録を管理している。(京一病院)<br>エアコンの効きが悪いと感じた際に、吹き出し温度を測定し、温度が適正でないと判断した場合には整備業者に早急に修理を依頼している。(京二病院)<br>管理している家庭用エアコン全てに対して、簡易点検マニュアルを作成しそれに基づき簡易点検を3ヵ月毎に実施している。(舞鶴病院)  |       |          |          |
|  | 廃棄時  | 第一種特定製品の廃棄時にフロン排出抑制法に従い行程管理制度に基づき充填回収業者から引取証明書を受け取り冷媒用代替フロンが回収されたことを確認してから機器を廃棄した。また、破壊証明書が充填回収業者から回付されたことを確認し、冷媒代替フロンが適切に処理されたことを確認した。(京一病院)<br>管理する冷媒用代替フロン使用製品を適切に廃棄するため、第一種特定製品の廃棄時と家庭用エアコンの廃棄時に遵守すべき項目について担当課内で勉強会を行った。(京二病院)<br>充填回収業者から破壊証明書が回付されたことを確認し、第一 |       |          |          |
| ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針                  | 第一種特定製品を更新する際には、現状で地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品の導入を検討する。また、第一種特定製品以外の代替フロンが使用されている機器の購入の際には、地球温暖化係数の低い冷媒を使用した機器を購入するように促す。(京一病院)<br>事業所内に、別の事業者が管理する自動販売機を設置する際は、ノンフロン製品を設置してもらうよう促す。(京二病院)<br>第一種特定製品を更新する際は、現状で地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品（トップランナー機器）を導入する。(舞鶴病院) |  |       |          |          |
| 特記事項   |  |  |       |          |          |

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。  
 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。